

女子保護の概況

—— 昭和 56 年 ——

労働省婦人少年局

は し が き

労働省婦人少年局では、昭和27年以来、労働基準法に定められた女子保護規定の実施状況等について調査を実施してきている。

本年2月に実施した「昭和56年女子保護実施状況調査」では、女子労働者の保護状況のほか、労働基準法及び勤労婦人福祉法に基づく措置等の事業所の規定状況についても併せて調査した。

この報告書は、その調査結果をとりまとめたもので、関係各位の参考になれば幸いである。

最後に、この調査の実施に当たって御協力をいただいた事業所に深く感謝する次第である。

昭和57年 9月

労働省婦人少年局長

目 次

	頁
I 調査の概要	1
II 調査結果の概要	4
1 女子常用労働者の状況	4
(1) 女子常用労働者の割合及び有夫者の割合	4
(2) 出産者の割合	6
(3) 妊娠又は出産による退職状況	7
2 労働基準法上の保護の状況	8
(1) 産前の休業状況	8
(2) 産後の休業状況	10
(3) 妊娠中の軽易業務転換の状況	11
(4) 育児時間の請求状況	12
(5) 生理休暇の請求状況	13
3 労働基準法に基づく制度の事業所における規定状況	15
(1) 産前産後休業	15
(2) 育児時間	16
(3) 生理休暇	19
4 勤労婦人福祉法等に基づく措置等の事業所における規定状況	19
(1) 妊娠中及び分娩後の通院休暇制度	19
(2) 妊婦の通勤緩和措置	20
(3) 妊娠障害休暇制度	21
(4) その他の母性健康管理措置	21
(5) 育児休業制度	23
(6) 看護休暇制度	26
(7) 女子のみに適用される再雇用制度	27
(8) 家族的責任を有する者に対する措置	28
(9) 事業所内保育施設	30

I 調 査 の 概 要

1 調査の目的

この調査は、主要産業における労働基準法中の女子保護規定の実施状況等を把握することを目的とする。

2 調査の範囲

(1) 地 域 日本国全域

(2) 産 業 日本標準産業分類による次の産業

イ 鉱 業 ロ 建設業 ハ 製造業 ニ 卸売業・小売業 ホ 金融・保険業
ヘ 不動産業 ト 運輸・通信業 チ 電気・ガス・水道・熱供給業
リ サービス業（家事サービス業及び外国公務を除く。）

なお、本調査から調査対象産業に新たに教育が付け加えられた。

(3) 事 業 所

(2)に掲げる産業に属し、30人以上の常用労働者を雇用する事業所のうちから一定の方法により産業別、規模別に抽出した約10,000事業所

3 調査事項

女子保護実施状況並びに労働基準法及び勤労婦人福祉法に基づく措置等の事業所における規定状況

4 調査対象期間及び期日

昭和56年1月1日から12月31日までの1年間及び昭和56年12月31日現在（ただし、女子保護規定等の事業所の規定状況については昭和57年2月1日現在）

5 調査実施期間

昭和57年2月1日から同月末日まで

6 調査機関

労働省婦人少年局 ―― 婦人少年室

7 調査の方法

通信自計

8 集 計

集計は労働省婦人少年局において集計した。有効回収率は、82.4%である。

9 主な用語の定義

調査結果及び統計表に用いられた主な調査事項の定義等は、次のとおりである。

- 常用労働者とは……………賃金の支払いを受けている者で、次のいずれかの項に該当する者をいう。
 - (1) 期間を定めずに雇われている者
 - (2) 1か月を超える期間を定めて雇われている者
 - (3) 日雇又は1か月以内の期間を定めて雇われている者で、前2か月の各月にそれぞれ18日以上事業所に雇い入れられた者
 - (4) 重役、理事などの役員でも常時勤務して、一般雇用者と同じ給与規則あるいは同じ基準で毎月給与の支払いを受けている者
 - (5) 事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち常時勤務して給与の支払いを受けている者
- 女子常用労働者のうち有夫者とは……………昭和56年12月31日現在で婚姻（内縁関係を含む）をしている労働者をいう。
- 出産者とは……………昭和56年1月1日から12月31日までに、事業所に在籍中に出産した者をいい、出産前に退職した者は含まない。

なお、この調査で出産とは、妊娠4か月以上（1か月は28日として計算、したがって85日以上）の分娩をいう。したがって、妊娠4か月以上の流産、人工中絶等も出産に含む。
- 産前休業日数には……………出産者が、55年から引続いて産前休業をとっている場合は、その者の55年12月31日以前における休業日数を含む。
- 産後休業日数には……………出産者が57年以降も産後休業をとっている場合は、その者の57年1月1日以降における休業日数を含む。
- 育児時間請求者には……………出産者が、57年1月1日以降に育児時間を請求した場合も含む。
- 出産前に退職した者とは……………昭和56年1月1日から12月31日までの間に出産予定であった妊婦で出産前に退職した者をいう。したがって、56年中に出産予定であった者が、55年12月31日以前に退職した場合も含む。
- 出産後に退職した者とは……………昭和56年1月1日から12月31日までの間に出産した者で、出産後1年以内に退職した者をいう。したがって、56年中に出産して57年1月1日以降に退職した者も含む。
- 産前又は産後休業中の退職とは……………事業所において、産前又は産後休業として扱っている期間

内に退職した場合をいう。

- 産前の軽易業務転換者とは……………昭和56年1月1日から12月31日までに出産した者及び出産予定であって妊娠中に退職した者で、産前に軽易な業務に転換した者をいう。
55年12月31日以前に軽易業務に転換していた場合も含む。
- 妊娠中及び分娩後の通院休暇制度とは……………母子保健法に基づき、妊娠中及び分娩後一定期間の女子が、必要な定期健康診査を受け、保健指導を受けるために、通院できるよう休暇を与える制度をいう。
- 妊婦の通勤緩和措置とは……………妊婦が混雑時を避けて通勤できるよう時差出退勤等をさせる措置をいう。
- 妊娠障害休暇制度とは……………つわりのための休暇等名称の如何を問わず妊娠中の障害に対して休暇を認める制度をいう。
- 育児休業制度とは……………事業主が、乳児又は幼児を有する勤労婦人の申出により、その勤労婦人が育児のため一定期間休業することを認める制度をいう。
- 看護休暇制度とは……………家族が病気の場合に看護するために与えられる休暇であり、配偶者の出産に伴う休暇は除かれる。
- 女子のみに適用される再雇用制度……………結婚・出産等により退職した女子を再雇用する制度をいう。

Ⅱ 調査結果の概要

1 女子常用労働者の状況

(1) 女子常用労働者の割合及び有夫者の割合

昭和56年末には30人以上規模事業所の常用労働者のうち女子は31.9%、女子常用労働者のうち有夫者は51.3%を占めており、これらの割合は年々上昇している(表1)。

女子常用労働者の割合、有夫者の割合ともに事業所規模が小さくなるほど高くなっている。

産業別にみると、鉱業、建設業、運輸・通信業では、全常用労働者に占める女子の割合は10%台と低いが、これらの産業ではいずれも女子常用労働者に占める有夫者の割合は5割を超えている。一方、全常用労働者に占める女子の割合が40%台を占め、最も高い割合を示している金融・保険業、卸売業・小売業では、女子常用労働者に占める有夫者の割合は30%台と相対的に低い。なお、女子常用労働者に占める有夫者の割合が最も高いのは、製造業(61.5%)である。

表1 産業別、規模別女子常用労働者の割合及び有夫者の割合

(%)

産 業 , 規 模	全常用労働者に占める	女子常用労働者に占める
	女子常用労働者の割合	有 夫 者 の 割 合
産 業 計	31.9	51.3
鉱 業	10.2	56.7
建 設 業	15.2	56.6
製 造 業	31.4	61.5
卸 売 業 、 小 売 業	40.0	38.6
金 融 ・ 保 険 業	48.3	30.2
不 動 産 業	25.0	27.7
運 輸 ・ 通 信 業	10.6	51.1
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 ・ 熱 供 給 業	10.4	38.7
サ ー ビ ス 業	43.0	52.8
500人 以 上	23.5	34.6
100 ～ 499人	31.3	50.1
30 ～ 99人	36.6	57.6

常用労働者総数に占める女子の割合別に事業所の構成をみると、女子比率40%未満の事業所が全

事業所の61.3%を占めている。女子比率40%未満の事業所の割合を産業別にみると、電気・ガス・水道・熱供給業(99.2%)、鉱業(98.2%)、建設業(96.7%)、運輸・通信業(94.6%)不動産業(82.9%)で著しく高い(表2)。

一方、女子比率40%以上の事業所は全事業所の38.7%を占めているが、これを産業別にみると、金融・保険業(76.8%)、サービス業(53.4%)で高く、事業所規模別にみると、規模が小さくなるほど高くなっている。

表2 産業別、規模別、常用労働者総数に占める女子常用労働者数の割合別事業所の構成

(%)

産 業 , 規 模	事 業 所 計	0 %	20 % 未 満	20 % 以上 40 % 未満	40 % 以上 60 % 未満	60 % 以上 80 % 未満	80 % 以 上
産 業 計	100.0	18.5	17.8	25.0	16.7	14.6	7.4
鉱 業	100.0	35.9	43.8	18.5	1.8	—	—
建 設 業	100.0	34.6	38.1	24.0	3.1	—	0.3
製 造 業	100.0	13.3	18.1	25.3	16.9	13.5	13.0
卸 売 業、小 売 業	100.0	6.5	17.7	38.5	13.2	18.6	5.5
金 融・保 險 業	100.0	0.0	4.1	19.2	54.4	13.8	8.6
不 動 産 業	100.0	15.3	36.7	30.9	8.9	8.2	—
運 輸・通 信 業	100.0	66.9	15.7	12.0	4.7	0.7	0.0
電気・ガス・水道・熱供給業	100.0	62.7	29.7	6.8	0.8	—	—
サ ー ビ ス 業	100.0	10.3	13.6	22.7	19.6	25.1	8.7
500人 以 上	100.0	33.1	19.9	22.0	13.5	10.2	1.4
100 ～ 499人	100.0	24.4	19.7	23.0	12.8	15.1	5.1
30 ～ 99人	100.0	17.0	17.3	25.5	17.6	14.6	8.0

女子常用労働者総数に占める有夫者数の割合別に事業所の構成をみると、有夫者の割合が40%以上の事業所が全事業所の61.7%を占めている(表3)。

なお、有夫者の割合が80%以上の事業所の割合が23.7%と最も高くなっているが、規模別では小規模で、産業別では鉱業(49.1%)、製造業(38.7%)、建設業(35.4%)、運輸・通信業(32.1%)の4産業で高くなっている。

表3 産業別、規模別、女子常用労働者数に占める有夫者数の割合別事業所の構成

(%)

産業，規模		事業所計	0 %	20 %未満	20 %以上40 %未満	40 %以上60 %未満	60 %以上80 %未満	80 %以上
産業計		100.0	15.1	8.5	14.7	16.2	21.8	23.7
鉱業	業	100.0	6.1	3.2	4.3	15.2	22.1	49.1
建設業	業	100.0	17.1	6.3	12.5	14.6	14.1	35.4
製造業	業	100.0	6.9	3.5	11.0	14.2	25.7	38.7
卸売業、小売業	業	100.0	27.8	17.7	17.6	11.8	15.0	10.1
金融・保険業	業	100.0	29.4	17.8	27.5	9.3	6.6	9.5
不動産業	業	100.0	30.7	25.3	18.0	11.4	12.1	2.5
運輸・通信業	業	100.0	19.3	7.1	9.7	14.4	17.3	32.1
電気・ガス・水道・熱供給業	業	100.0	16.0	7.4	20.1	25.0	14.6	17.0
サービス業	業	100.0	7.8	5.1	15.5	24.7	32.0	14.9
500人以上	以上	100.0	18.2	13.2	25.9	22.2	14.6	6.0
100～499人	人	100.0	14.9	10.5	17.7	18.7	20.5	17.6
30～99人	人	100.0	15.1	7.9	13.9	15.5	22.2	25.3

(2) 出産者の割合

昭和56年中に女子常用労働者の2.4%、有夫の女子常用労働者の4.7%が出産した(表4)。

女子常用労働者に占める出産者の割合及び有夫者に占める出産者の割合がともに相対的に高いのは、サービス業(それぞれ3.9%、7.4%)、運輸・通信業(同2.9%、5.6%)である。

出産者のうち死産した者の割合は2.3%であり、この割合は低下傾向にある。

表4 産業別、規模別女子常用労働者に占める出産者の割合、有夫者に占める
出産者の割合及び出産者に占める死産者の割合

(%)

産 業 , 規 模	女子常用労働者に占める 出産者の割合	有夫者に占める 出 産 者 の 割 合	出産者に占める 死 産 者 の 割 合
産 業 計	2.4	4.7	2.3
鉱 業	0.9	1.5	—
建 設 業	0.9	1.6	5.3
製 造 業	2.2	3.6	2.4
卸 売 業、小 売 業	1.1	2.9	3.8
金 融・保 険 業	1.8	6.0	3.8
不 動 産 業	1.2	4.5	—
運 輸・通 信 業	2.9	5.6	4.0
電気・ガス・水道・熱供給業	2.3	5.9	2.5
サ ー ビ ス 業	3.9	7.4	1.5
5 0 0 人 以 上	2.8	8.1	1.9
1 0 0 ～ 4 9 9 人	2.6	5.1	2.2
3 0 ～ 9 9 人	2.2	3.7	2.6

(3) 妊娠又は出産による退職状況

昭和56年中に妊娠又は出産により退職した者は、妊産婦（出産者と妊娠中に退職した者とを合わせたもの）全体の21.7%であり、この割合はこのところ低下傾向にある（表5）。

妊娠又は出産による退職者の割合は、いずれの産業においても4割に満たなかったが、とりわけ、運輸・通信業、サービス業では、1割前後と低い。一方、卸売業・小売業、製造業では30%台と相対的に高い。

なお、妊娠又は出産による退職者の退職時期についてみると、半数近くは産前休業前に、4割は産後休業後に、1割は産前産後休業中に退職している状態にある（表6）。

表5 産業別、規模別、妊娠又は出産による退職者の割合の推移

(%)

産 業 , 規 模	35 年	40 年	46 年	51 年	53 年	56 年
産 業 計	38.9	49.3	46.9	38.7	36.7	21.7
鉱 業	36.5	31.6	41.3	40.8	29.7	23.4
建 設 業	28.5	50.9	48.7	45.4	59.2	18.4
製 造 業	48.4	58.3	53.0	44.7	40.6	31.5
卸 売 業、小 売 業	67.5	64.2	64.4	56.2	57.8	39.9
金 融・保 険 業	38.0	41.8	39.6	44.1	41.7	28.6
不 動 産 業	82.9	82.7	69.9	72.9	45.8	*
運 輸・通 信 業	16.5	28.7	20.3	19.5	16.9	10.0
電気・ガス・水道・熱供給業	28.5	49.8	41.2	26.7	29.8	21.8
サ ー ビ ス 業	27.5	26.1	25.5	20.3	18.5	9.4
5 0 0 人 以 上	35.8	44.4	46.7	43.2	40.9	33.9
1 0 0 ～ 4 9 9 人	37.3	49.3	44.6	36.5	33.5	23.1
3 0 ～ 9 9 人	43.6	54.9	50.3	39.4	39.8	14.3

(注) *印は、実数が小さいため計算してない箇所である（以下同じ）。

表6 退職時期別妊娠又は出産による退職者数の割合の推移

(%)

退職時期	35年	40年	46年	51年	53年	56年
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
産前休業前	40.5	36.5	47.0	54.1	57.6	46.1
産前休業中	15.0	5.5	3.7	4.0	3.4	2.9
産後休業中		8.0	6.3	6.2	5.7	8.4
産後休業後	44.5	50.0	42.5	35.7	33.3	42.6

2 労働基準法上の保護の状況

(1) 産前の休業状況

昭和56年の産前休業者の1人平均の実際に休業した日数は38.5日であり、この日数は35年以来増加傾向を示している。これを産業別にみると、運輸・通信業(42.0日)、サービス業(41.5日)、不動産業(41.5日)で40日を超え比較的多くなっている(表7)。

表7 産業別、規模別1人平均産前休業日数の推移

(日)

産業，規模	35年	40年	46年	51年	53年	56年
産業計	33.1	34.4	36.4	36.4	36.6	38.5
鉱業	27.8	29.9	33.1	28.4	32.5	32.1
建設業	30.8	30.7	29.9	31.8	27.7	25.4
製造業	32.3	35.5	34.9	35.1	35.1	35.4
卸売業、小売業	34.4	38.1	38.9	41.6	39.1	37.0
金融・保険業	31.4	35.6	29.7	33.4	33.6	35.4
不動産業	42.4	38.1	43.8	40.0	42.8	41.5
運輸・通信業	35.3	37.8	43.4	40.2	40.3	42.0
電気・ガス・水道・熱供給業	29.0	37.0	36.9	38.6	37.2	38.0
サービス業	33.9	26.0	38.2	36.6	37.9	41.5
500人以上	33.9	38.3	37.9	39.6	39.2	41.9
100～499人	34.1	32.4	37.4	37.5	37.3	37.6
30～99人	30.9	32.6	33.3	33.1	33.7	37.9

産前休業者の休業日数別構成をみると、休業日数が6週間以内の者が60.8%を占めているが、6週間を超えて休業した者の割合も36.9%となっている。6週間を超えて休業した者の割合が比較的高い産業は、サービス業(50.5%)、運輸・通信業(39.0%)、卸売業・小売業(32.9%)である(表8)。

表 8 産業別、規模別、休業日数別産前休業者数の割合

(%)

産 業 , 規 模	計	6 週 間 以 内 の 者						6週間 を超え る 者	休業日 数不明 の 者
		小計	7 日 以内	8 ～ 21日	22～ 35日	36～ 42日	う ち 42日		
産 業 計	100.0	60.8	4.7	11.0	19.2	25.9	14.1	36.9	2.3
鉱 業	100.0	80.9	14.7	4.4	36.8	25.0	8.8	19.1	—
建 設 業	100.0	59.4	14.2	11.2	20.4	13.6	11.6	5.5	35.1
製 造 業	100.0	73.6	4.8	14.2	26.6	27.9	14.0	24.4	1.9
卸 売 業、小 売 業	100.0	66.0	7.8	16.3	13.5	28.4	15.7	32.9	1.1
金 融 ・ 保 険 業	100.0	77.1	6.0	11.2	28.8	31.0	14.7	22.3	0.7
不 動 産 業	100.0	25.1	—	5.3	4.1	15.7	6.5	16.0	58.9
運 輸 ・ 通 信 業	100.0	57.2	1.9	3.0	16.7	35.5	16.8	39.0	3.8
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 ・ 熱 供 給 業	100.0	81.0	—	11.8	31.3	37.9	21.0	18.8	0.2
サ ー ビ ス 業	100.0	48.4	3.8	8.4	13.6	22.6	13.5	50.5	1.1
5 0 0 人 以 上	100.0	57.2	2.9	6.9	18.8	28.6	12.4	41.0	1.8
1 0 0 ～ 4 9 9 人	100.0	62.5	3.6	10.2	19.4	29.3	15.3	35.5	2.0
3 0 ～ 9 9 人	100.0	60.6	6.5	13.4	19.1	21.7	13.5	36.4	2.9

この産前の休業状況について事業所が規定等に定めている産前休業期間別にみると、産前休業期間を6週間と定めている事業所においては、1人平均の実際の産前休業日数は35.3日、6週間を超えて休業した者の割合は24.4%となっている。一方、6週間を超える産前休業期間を定めている事業所においては、1人平均の実際の産前休業日数は45.7日、6週間を超えて休業した者の割合は、57.5%と、休業期間を長く定めている事業所ほど労働者が実際に休業した日数も長くなっている(表9)。

なお、産前休業については、分娩予定日が実際の出産日と合致しないことが多いため、事業所が定めている休業期間と労働者が実際に休業した日数との間にはやや乖離があるという特徴がみられる。ちなみに、実際に休業した日数別でなく産前休業として請求した日数別にみると、42日請求した者が42.4%と最も多い。

表 9 産前産後休業規定の内容別、休業日数別産前休業者数の割合

事業所の定める 産前休業期間	休業日数別産前休業者数の割合(%)								1人平 均産前 休業 日数
	計	7 日 以 内	8 / 21 日	22 / 35 日	36 / 42 日	う ち 42 日	6週間 を 超 え る	休業 日数 不明	
計	100.0	4.7	11.0	19.2	25.9	14.1	36.9	2.3	日 38.5
6 週 間	100.0	5.5	14.0	22.7	30.8	16.4	24.4	2.8	35.3
6 週 間 を 超 え る	100.0	2.9	5.3	12.3	20.1	11.3	57.5	2.0	45.7
通 算 制	100.0	6.3	11.2	20.8	17.3	8.8	43.8	0.6	36.0

(2) 産後の休業状況

昭和56年の産後休業者1人平均の実際に休業した日数は、48.8日である。1人平均産後休業日数を産業別にみると、いずれの産業も42日を超えているが、とりわけ運輸・通信業53.7日、不動産業52.6日と、これら2産業では50日を超え、休業日数が多くなっている(表10)。

表10 産業別、規模別1人平均産後休業日数の推移

(日)

産業，規模	35年	40年	46年	51年	53年	56年
産業計	46.3	46.4	46.6	48.7	48.3	48.8
鉱業	44.2	40.8	42.7	45.6	42.0	42.6
建設業	48.4	43.2	45.8	47.4	44.0	47.5
製造業	46.8	47.4	47.4	48.7	47.7	48.5
卸売業、小売業	49.8	48.5	48.9	48.4	48.3	45.1
金融・保険業	43.4	52.2	43.5	48.8	46.8	49.4
不動産業	44.0	52.1	42.5	47.6	49.1	52.6
運輸・通信業	46.7	45.1	44.2	48.6	49.9	53.7
電気・ガス・水道・熱供給業	43.4	42.8	47.8	47.9	46.6	48.1
サービス業	43.6	42.7	45.0	48.9	49.4	49.2
500人以上	44.7	45.7	44.5	48.8	48.7	51.1
100～499人	46.3	46.3	46.7	48.4	48.7	46.8
30～99人	47.8	47.5	48.6	49.1	47.4	49.7

産後休業者の休業日数別構成をみると、6週間以内の者の割合は41.5%、6週間を超える者の割合は51.8%となっている。6週間を超えて休業した者の割合が高い産業は、運輸・通信業(73.0%)、金融・保険業(60.3%)、サービス業(59.0%)である(表11)。

表11 産業別、規模別、休業日数別産後休業者数の割合

(%)

産業，規模	計	35日	36～41日	42日	43～49日	50～56日	56日を 超える者	休業日 数不明の者	42日 を超え る者
産業計	100.0	2.1	3.2	36.2	12.8	26.2	12.7	6.8	51.8
鉱業	100.0	2.9	27.5	43.5	—	13.0	13.0	—	26.0
建設業	100.0	3.2	1.8	28.3	5.7	3.7	6.4	50.9	15.8
製造業	100.0	2.8	4.6	43.5	15.6	17.0	9.3	7.2	41.9
卸売業、小売業	100.0	4.9	4.9	46.9	18.3	11.6	12.4	1.0	42.3
金融・保険業	100.0	1.8	6.1	30.2	12.9	44.8	2.6	1.6	60.3
不動産業	100.0	—	—	15.2	—	23.0	9.6	52.1	32.6
運輸・通信業	100.0	0.1	0.9	18.5	39.4	19.4	14.2	7.5	73.0
電気・ガス・水道・熱供給業	100.0	0.2	4.7	53.3	12.2	15.2	12.6	1.8	40.0
サービス業	100.0	1.4	1.7	32.1	7.2	35.0	16.8	5.7	59.0
500人以上	100.0	1.1	2.6	37.8	17.1	27.3	10.4	3.8	54.8
100～499人	100.0	1.8	3.8	43.5	13.0	20.6	10.1	7.2	43.7
30～99人	100.0	2.8	2.8	28.9	11.0	30.9	16.1	7.5	58.0

なお、産後の休業状況について、事業所が規定等に定めている産後休業期間別にみると、産前の休業状況の場合と同様に、事業所の定めている産後休業期間が長いほど労働者が実際に休業した日数も長くなっている。産後休業者の1人平均の実際の休業日数と事業所の定めている産後休業期間との間には、いずれも現実の出産日を起算日としているため産前休業にみられるような乖離はみられず、一致している度合いが高い。すなわち、産後休業期間を6週間と定めている事業所では労働者が産後に実際に休業した日数も6週間の者が60.0%、6週間を超える産後休業期間を定めている事業所においては6週間を超えて休業した者の割合は83.0%と、いずれも集中度合いが高い(表12)。

表12 産前産後休業規定の内容別、休業日数別産後休業者数の割合

事業所の定める 産後休業期間	休業日数別産後休業者数の割合(%)								1人平均産後 休業日数
	計	35 日	36 日 41 日	42 日	43 日 49 日	50 日 56 日	56 日を超える	休業日 数不明	
計	100.0	2.1	3.2	36.2	12.8	26.2	12.7	6.8	48.8
6週間	100.0	2.8	5.1	60.0	9.7	8.8	6.7	6.9	45.3
6週間を超える	100.0	1.3	0.9	7.4	18.0	52.3	12.7	7.6	54.1
通算制	100.0	1.7	1.0	15.5	9.6	23.2	45.7	3.3	48.2

(3) 妊娠中の軽易業務転換の状況

妊婦のうち軽易業務に転換した者の割合は、5.7%である。この割合を産業別にみると、製造業(9.3%)、卸売業・小売業(7.5%)で相対的に高い(表13)。

表13 産業別、規模別妊娠中の軽易業務転換者数の割合の推移

							(%)
産業，規模	35年	40年	46年	51年	53年	56年	
産業計	8.9	12.4	10.9	11.3	8.4	5.7	
鉱業	3.6	4.1	1.3	—	2.7	—	
建設業	21.7	—	4.9	3.4	5.8	2.9	
製造業	10.4	11.8	11.3	14.8	11.1	9.3	
卸売業、小売業	2.1	9.2	2.5	7.6	8.4	7.5	
金融・保険業	2.7	0.4	1.7	4.0	1.3	1.8	
不動産業	—	—	2.7	—	4.7	—	
運輸・通信業	9.0	19.7	20.5	17.2	8.2	5.4	
電気・ガス・水道・熱供給業	0.6	2.2	0.7	—	0.1	—	
サービス業	8.5	13.9	13.4	8.0	6.1	3.2	
500人以上	6.2	8.7	6.8	9.1	8.4	4.1	
100～499人	8.0	13.8	12.7	11.5	7.7	6.0	
30～99人	12.2	14.0	12.2	12.1	9.7	6.2	

軽易業務転換者の転換時期別構成をみると、妊娠5か月以上8か月未満の者が54.2%と最も多く、次いで5か月未満の者が39.2%、8か月以後の者が6.6%となっている(表14)。

表14 産業別、規模別、転換時期別軽易業務転換者数の割合

(%)

産 業 , 規 模	計	妊 娠 5か月未満	5か月以上 8か月未満	8か月以後
産 業 計	100.0	39.2	54.2	6.6
建 設 業	100.0	—	100.0	—
製 造 業	100.0	45.3	47.4	7.3
卸 売 業、小 売 業	100.0	34.1	64.0	2.0
金 融・保 険 業	100.0	20.8	75.3	3.9
運 輸・通 信 業	100.0	74.7	24.9	0.4
サ ー ビ ス 業	100.0	23.3	67.5	9.1
500人 以 上	100.0	44.4	43.4	12.2
100 ～ 499人	100.0	50.4	46.2	3.4
30 ～ 99人	100.0	26.9	65.3	7.9

(4) 育児時間の請求状況

昭和56年中に出産し、出産後も引き続き勤務している者のうち育児時間を請求した者の割合は、27.5%である。育児時間請求者の割合を産業別にみると、運輸・通信業(65.0%)、電気・ガス水道・熱供給業(48.8%)で高くなっており、一方、製造業(12.6%)、卸売業・小売業(16.7%)では低くなっている(表15)。

表15 産業別、規模別育児時間請求者数の割合の推移

(%)

産 業 , 規 模	35 年	40 年	46 年	51 年	53 年	56 年
産 業 計	39.5	28.8	24.2	22.7	24.1	27.5
鉱 業	43.6	45.4	14.9	20.3	18.9	*
建 設 業	37.2	9.8	24.9	10.6	20.7	22.7
製 造 業	30.4	16.6	14.2	11.5	12.7	12.6
卸 売 業、小 売 業	9.1	20.6	15.6	14.0	16.5	16.7
金 融・保 険 業	36.9	43.2	25.1	32.1	26.5	27.5
不 動 産 業	21.4	8.9	17.2	8.1	21.1	*
運 輸・通 信 業	69.3	67.5	73.2	63.6	62.1	65.0
電気・ガス・水道・熱供給業	18.7	15.9	22.9	30.2	44.0	48.8
サ ー ビ ス 業	20.6	26.9	27.3	32.0	34.4	36.2
500人 以 上	38.0	37.4	27.9	24.3	26.6	27.3
100 ～ 499人	42.7	22.9	26.2	23.8	25.4	31.8
30 ～ 99人	36.5	29.1	17.5	20.0	20.0	23.7

育児時間請求者の請求時間別構成をみると、1日1回60分の者が34.2%と最も多く、次いで1日2回各30分の者が30.0%、1日2回各45分の者17.1%、1日1回90分の者7.9%となっている。なお、「その他」(10.8%)とは、そのほとんどが法定基準を上回って請求した者である(表16)。

表16 産業別、規模別、育児時間請求時間別育児時間
請求者数の割合

(%)

産 業 , 規 模	計	1日2回 各30分 の 者	1日2回 各45分 の 者	1日1回 まとめて 60分の者	1日1回 まとめて 90分の者	その他
産 業 計	100.0	30.0	17.1	34.2	7.9	10.8
鉱 業	100.0	26.7	—	36.7	6.7	30.0
建 設 業	100.0	17.0	12.5	58.0	—	12.5
製 造 業	100.0	38.1	8.4	38.6	1.8	13.0
卸 売 業、小 売 業	100.0	9.1	21.1	62.9	2.4	4.5
金 融・保 険 業	100.0	65.9	8.3	23.6	—	2.2
不 動 産 業	100.0	28.9	—	61.4	—	9.6
運 輸・通 信 業	100.0	4.2	87.3	2.6	1.3	4.5
電気・ガス・水道・熱供給業	100.0	54.4	8.5	23.8	2.0	11.4
サ ー ビ ス 業	100.0	30.9	5.9	37.9	12.3	13.0
500人 以 上	100.0	27.2	23.7	31.8	4.7	12.6
100 ～ 499人	100.0	32.4	14.0	35.1	10.2	8.3
30 ～ 99人	100.0	28.4	17.8	34.2	6.5	13.1

(5) 生理休暇の請求状況

昭和56年中に女子常用労働者のうち13.4%が生理休暇を請求しており、この割合は40年以降低下傾向にある。生理休暇の請求者の割合を産業別にみると、運輸・通信業で48.2%と高く、他方、金融・保険業で8.7%と低くなっているほかは、いずれの産業においても10%台を示している(表17)。

表17 産業別、規模別生理休暇請求者数の割合の推移

(%)

産 業 , 規 模	35 年	40 年	46 年	51 年	53 年	56 年
産 業 計	19.7	26.2	22.8	16.6	16.0	13.4
鉱 業	10.7	14.1	20.0	15.6	16.2	11.6
建 設 業	13.6	9.4	11.5	12.9	14.8	12.8
製 造 業	18.4	26.0	25.1	16.1	15.1	11.8
卸 売 業、小 売 業	15.5	20.6	15.6	12.9	11.8	11.1
金 融・保 険 業	10.6	20.1	11.4	14.1	12.9	8.7
不 動 産 業	20.5	18.4	17.7	16.7	20.9	18.0
運 輸・通 信 業	48.8	54.1	52.8	45.1	45.3	48.2
電気・ガス・水道・熱供給業	24.1	21.3	20.8	23.4	20.2	14.5
サ ー ビ ス 業	9.0	15.9	11.7	15.0	15.5	13.3
500 人 以 上	29.4	39.4	30.9	25.5	24.4	18.5
100 ～ 499 人	21.1	26.4	27.4	19.3	18.0	17.7
30 ～ 99 人	10.3	14.9	12.2	10.0	10.3	8.6

生理休暇請求者は、1年間に1人平均5.8回の生理休暇を請求し、年間7.7日、1回平均1.3日の休暇をとっている(表18)。

表18 産業別、規模別生理休暇請求状況

産 業 , 規 模	生理休暇 請求者の あった事業 所の割合	請求者1 人当たり 年間休暇 請求回数	請求者1 人当たり 平均年間 休暇日数	請求者1人 当たり1回 平均請求 休暇日数	女子労働 者1人当 たり年間 休暇日数
産 業 計	28.1%	5.8回	7.7日	1.3日	1.0日
鉱 業	9.3	6.3	8.8	1.4	1.0
建 設 業	13.9	6.5	7.8	1.2	1.0
製 造 業	28.3	5.3	6.4	1.2	0.7
卸 売 業・小 売 業	25.3	4.9	5.3	1.1	0.6
金 融・保 険 業	24.8	5.5	6.5	1.2	0.6
不 動 産 業	24.9	6.6	8.4	1.3	1.5
運 輸・通 信 業	32.6	7.6	12.2	1.6	5.9
電気・ガス・水道・熱供給業	34.6	5.3	7.3	1.4	1.1
サ ー ビ ス 業	34.3	6.0	8.1	1.4	1.1
500 人 以 上	74.9	6.6	9.1	1.4	1.7
100 ～ 499 人	47.3	5.5	7.3	1.3	1.3
30 ～ 99 人	23.2	5.8	7.2	1.2	0.6

3 労働基準法に基づく制度の事業所における規定状況

(1) 産前産後休業

イ 制度の根拠

産前産後休業制度の実施根拠についてみると、就業規則に依拠している事業所が53.8%と最も多い。このほか労働協約・就業規則ともに依拠している事業所が18.6%となっている。「その他」が22.5%あるが、これには当該制度を都道府県条例に依拠している事業所等が含まれている（表19）。

表19 産業別、規模別、産前産後休業制度の根拠別事業所数の割合

産 業、規 模	計	労働協約	就業規則	労働協約と就業規則	内規のみ	その他
産 業 計	100.0	3.4	53.8	18.6	1.7	22.5
鉱 業	100.0	4.3	40.0	21.7	5.5	28.4
建 設 業	100.0	1.8	49.5	12.2	2.5	34.0
製 造 業	100.0	3.4	63.0	18.0	1.7	13.8
卸 売 業、小 売 業	100.0	3.4	59.5	16.4	2.9	17.8
金 融・保 険 業	100.0	4.0	62.6	23.7	4.0	5.7
不 動 産 業	100.0	0.7	82.2	11.4	---	5.7
運 輸・通 信 業	100.0	3.2	43.7	40.8	0.4	11.9
電 気・ガ ス・水 道・熱 供 給 業	100.0	2.3	31.6	50.7	0.8	14.7
サ ー ビ ス 業	100.0	3.8	43.2	11.4	0.3	41.3
5 0 0 人 以 上	100.0	3.3	32.5	57.8	0.5	5.8
1 0 0 ～ 4 9 9 人	100.0	3.5	51.7	33.0	0.6	11.2
3 0 ～ 9 9 人	100.0	3.3	54.7	14.9	1.9	25.2

これを産業別にみると、電気・ガス・水道・熱供給業を除くいずれの産業においても就業規則に依拠している事業所の割合が最も高い。電気・ガス・水道・熱供給業においては、労働協約・就業規則ともに依拠している事業所の割合が50.7%と最も高い。このほか運輸・通信業においても40.8%と、労働協約・就業規則ともに依拠している事業所の割合が高くなっている。

これを事業所規模別にみると、事業所規模が小さくなるにしたがって就業規則に依拠している事業所の割合が高い。一方、規模が大きくなるほど労働協約・就業規則ともに依拠している事業所の割合が高くなっており、特に、500人以上規模では、就業規則にのみ依拠している事業所より労働協約・就業規則ともに依拠している事業所の割合が高くなっている。

ロ 休業期間

産前産後の休業期間についてみると、産前産後各6週間と定めている事業所が62.3%と最も多く、次いで法定基準を上回る休業期間を定めている事業所が33.1%と多い。法定基準を上回る休業期間を定めている事業所の割合は、48年には4.9%にすぎなかったが、56年には33.1%と上昇して

いる。このほか、産前産後を通して12週間と定めている事業所が4.5%ある(表20)。

表20 産業別、規模別、産前産後休業制度の休業期間別事業所数の割合

(%)

産 業、規 模	計	産前産後各6週間	産前産後を通して12週間	法定基準の期間を上回る				
				小計	産前が6週間を上回る	産後が6週間を上回る	産前産後とも6週間を上回る	通産12週間を上回る
産 業 計	100.0	62.3	4.5	33.1	0.3	0.7	28.4	3.8
鉱 業	100.0	88.8	4.1	7.1	—	0.2	4.3	2.6
建 設 業	100.0	91.5	4.4	4.1	—	—	2.4	1.7
製 造 業	100.0	82.7	4.7	12.6	0.1	0.1	10.9	1.5
卸 売 業、小 売 業	100.0	79.2	3.9	17.0	0.3	—	14.7	2.0
金 融・保 険 業	100.0	40.3	1.3	58.4	2.1	—	51.7	4.6
不 動 産 業	100.0	53.2	8.2	38.6	—	—	33.6	5.0
運 輸・通 信 業	100.0	56.1	10.7	33.2	0.2	4.3	25.4	3.3
電気・ガス・水道・熱供給業	100.0	41.0	3.6	55.5	—	0.0	51.2	4.2
サ ー ビ ス 業	100.0	25.7	3.1	71.1	—	0.8	61.7	8.6
5 0 0 人 以 上	100.0	24.5	6.2	69.3	—	0.1	64.3	4.9
1 0 0 ～ 4 9 9 人	100.0	62.4	5.1	32.5	1.0	3.8	24.4	3.3
3 0 ～ 9 9 人	100.0	63.0	4.4	32.7	0.1	0.0	28.6	3.9

法定基準を上回る休業期間を定めている事業所の割合を産業別にみると、サービス業(71.1%)、金融・保険業(58.4%)、電気・ガス・水道・熱供給業(55.5%)で高くなっている。これを事業所規模別にみると、規模が大きい事業所でその割合が高い。

ハ 休業中の賃金

産前産後の休業中の賃金支給の有無についてみると、有給の事業所は42.7%、無給の事業所が57.3%である。有給の事業所の割合について産業別にみると、電気・ガス・水道・熱供給業(92.2%)、金融・保険業(89.2%)、サービス業(70.7%)が他産業に比べて著しく高くなっている(表21)。

(2) 育児時間

イ 制度の根拠

育児時間制度の根拠についてみると、この制度を都道府県条例に直接依拠している事業所等が含まれている「その他」が55.3%と最も多く、次いで就業規則27.2%、労働協約と就業規則11.7%が多い(表22)。

第21 産業別、規模別、産前産後休業制度の休業期間中の賃金支給の有無別事業所数の割合

(%)

産 業、規 模	計	有		無 給
		給	100% 有 給	
産 業 計	100.0	42.7	35.1	57.3
鉱 業	100.0	10.5	6.5	89.5
建 設 業	100.0	26.4	22.0	73.6
製 造 業	100.0	13.7	9.0	86.3
卸 売 業、小 売 業	100.0	28.9	20.5	71.7
金 融・保 険 業	100.0	89.2	53.4	10.8
不 動 産 業	100.0	44.0	35.4	56.0
運 輸・通 信 業	100.0	57.2	49.3	42.8
電気・ガス・水道・熱供給業	100.0	92.2	87.8	7.8
サ ー ビ ス 業	100.0	70.7	67.2	29.3
5 0 0 人 以 上	100.0	54.0	36.6	46.0
1 0 0 ～ 4 9 9 人	100.0	45.5	37.0	54.5
3 0 ～ 9 9 人	100.0	41.9	34.7	58.1

表22 産業別、規模別、育児時間制度の根拠別事業所数の割合

(%)

産 業、規 模	計	労 働 協 約	就 業 規 則	労 就 働 業 協 規 約 と 則	内 規 の み	そ の 他
産 業 計	100.0	3.4	27.2	11.7	2.4	55.3
鉱 業	100.0	3.2	22.5	10.3	—	64.1
建 設 業	100.0	0.7	21.2	6.5	1.9	69.7
製 造 業	100.0	3.2	31.0	10.3	2.6	52.9
卸 売 業、小 売 業	100.0	1.9	20.0	10.2	3.6	64.4
金 融・保 険 業	100.0	4.5	40.6	14.1	6.5	34.3
不 動 産 業	100.0	0.7	41.4	8.9	2.9	46.0
運 輸・通 信 業	100.0	3.6	27.7	28.2	0.9	39.5
電気・ガス・水道・熱供給業	100.0	0.7	38.5	32.3	5.1	23.4
サ ー ビ ス 業	100.0	5.6	26.1	7.8	0.8	59.6
5 0 0 人 以 上	100.0	5.5	28.1	41.1	3.9	21.4
1 0 0 ～ 4 9 9 人	100.0	4.4	30.6	21.9	2.8	40.3
3 0 ～ 9 9 人	100.0	3.2	26.5	9.0	2.3	59.1

ロ 育児時間制度の適用範囲

労働基準法上育児時間は女子労働者が請求しうることとなっているが、事業所の定める規定でも女子のみが請求できることとなっているものがほとんどで、男女ともに請求できる事業所は0.9%にすぎない(表23)。

表23 産業別、規模別、育児時間制度の内容別事業所数の割合

産 業、規 模	計	制度の適用範囲		1日の時間			期 間		育児時間中の賃金 が有給	
		女子のみ	男女とも	1日2回各30分又は1日1回60分	1日2回各45分又は1日1回90分	その他	生後1年間	その他	100%有給	
産 業 計	100.0	99.1	0.9	89.3	6.6	4.1	98.2	1.8	43.0	39.1
鉱 業	100.0	100.0	—	96.3	0.2	3.6	100.0	—	21.7	19.9
建 設 業	100.0	99.0	1.0	96.7	1.1	2.2	98.4	1.6	23.8	21.3
製 造 業	100.0	99.3	0.7	97.6	0.7	1.7	98.6	1.4	25.7	21.7
卸 売 業、小 売 業	100.0	98.9	1.1	93.8	3.2	3.1	97.9	2.1	25.2	23.4
金 融・保 険 業	100.0	99.9	0.1	97.5	0.7	1.8	99.4	0.6	70.7	57.7
不 動 産 業	100.0	98.5	1.5	91.8	2.5	5.7	100.0	—	40.8	40.1
運 輸・通 信 業	100.0	99.0	1.0	69.2	29.3	1.5	98.8	1.2	54.6	50.7
電気・ガス・水道・熱供給業	100.0	99.2	0.8	86.5	8.2	5.3	96.4	3.6	88.8	83.9
サ ー ビ ス 業	100.0	99.0	1.0	80.3	9.8	9.9	97.3	2.7	68.7	65.2
5 0 0 人 以 上	100.0	99.2	0.8	83.3	12.2	4.6	98.1	1.9	66.3	59.4
1 0 0 ～ 4 9 9 人	100.0	98.9	1.1	86.4	9.9	3.8	97.7	2.3	51.6	47.0
3 0 ～ 9 9 人	100.0	99.2	0.8	90.1	5.8	4.1	98.3	1.7	40.8	37.1

ハ 育児時間数

育児時間数についてみると、1日2回各30分又は1日1回60分とする事業所の割合は89.3%であり、労働基準法の定める基準を上回る事業所は10.7%である(表23)。

育児時間が労働基準法の定める基準を上回る事業所(「その他」を含む)の割合を産業別にみると、運輸・通信業30.8%、サービス業19.7%で相対的に高くなっている。

ニ 期 間

育児時間を与える期間についてみると、法定基準(生後1年間)と同じとする事業所(98.2%)がほとんどである(表23)。

ホ 育児時間中の賃金

育児時間中の賃金の有給の事業所の割合は、43.0%である(表23)。

これを産業別にみると、電気・ガス・水道・熱供給業で88.8%と著しく高く、次いで金融・保険業70.7%、サービス業68.7%、運輸・通信業54.6%で高くなっている。これを事業所規模別にみ

ると、規模が大きくなるほど高くなっている。

(3) 生理休暇

イ 制度の根拠

生理休暇制度の根拠についてみると、就業規則に依拠している事業所が52.1%と最も多く、次いで、この制度を都道府県条例に依拠している事業所等が含まれている「その他」が25.8%、労働協約と就業規則が17.6%となっている（表24）。

表24 産業別、規模別、生理休暇制度の根拠及び内容別事業所数の割合

産 業、規 模	計	制 度 の 根 拠					休暇中の賃金を有給としている事業所の有給日数別割合							
		労 働 協 約	就 業 規 則	労 働 協 約 と 就 業 規 則	内 規 の み	そ の 他	有 給 の 事 業 所	毎月経時につき				年間を通して		
								1 日 有 給	2 日 有 給	3 日 以 上 有 給	必要 日 数 有 給	13 日 ま で 有 給	14 日 以 上 有 給	
産 業 計	100.0	3.3	52.1	17.6	1.2	25.8	60.1 (100.0)	(17.5)	(31.6)	(8.9)	(40.6)	(1.1)	(0.4)	
鉱 業	100.0	4.9	41.4	19.9	0.6	33.1	39.4 (100.0)	(15.0)	(39.0)	(16.5)	(25.0)	(4.5)	(-)	
建 設 業	100.0	1.8	47.1	11.8	1.7	37.5	42.1 (100.0)	(11.0)	(14.3)	(5.2)	(69.2)	(0.3)	(0.0)	
製 造 業	100.0	3.8	56.9	17.2	1.4	20.7	38.9 (100.0)	(36.1)	(25.3)	(3.4)	(32.9)	(2.1)	(0.2)	
卸 売 業、小 売 業	100.0	2.5	61.8	15.6	1.4	18.8	55.2 (100.0)	(26.5)	(21.9)	(6.9)	(43.2)	(1.6)	(-)	
金 融・保 険 業	100.0	4.0	63.4	24.6	2.6	5.4	83.5 (100.0)	(18.3)	(19.1)	(1.1)	(57.4)	(3.4)	(0.8)	
不 動 産 業	100.0	—	79.7	12.1	2.5	5.7	77.2 (100.0)	(17.0)	(34.3)	(3.8)	(44.9)	(-)	(-)	
運 輸・通 信 業	100.0	3.1	44.2	37.7	0.9	14.0	74.7 (100.0)	(8.9)	(47.8)	(10.6)	(31.5)	(0.0)	(1.3)	
電気・ガス・水道・熱供給業	100.0	3.1	29.5	49.9	1.6	15.9	96.1 (100.0)	(1.5)	(69.8)	(9.9)	(14.7)	(0.4)	(3.7)	
サ ー ビ ス 業	100.0	4.1	41.7	10.1	0.3	43.9	79.5 (100.0)	(7.8)	(38.7)	(15.4)	(37.6)	(0.3)	(0.1)	
5 0 0 人 以 上	100.0	3.2	33.1	57.6	0.5	5.7	83.9 (100.0)	(18.6)	(39.1)	(9.5)	(30.3)	(2.1)	(0.4)	
1 0 0 ～ 4 9 9 人	100.0	3.3	50.7	31.8	0.7	13.5	70.6 (100.0)	(19.8)	(35.9)	(7.6)	(35.0)	(1.3)	(0.4)	
3 0 ～ 9 9 人	100.0	3.4	52.7	13.9	1.3	28.7	57.5 (100.0)	(16.8)	(30.3)	(9.2)	(42.2)	(1.1)	(0.4)	

ロ 生理休暇中の賃金

生理休暇を有給としている事業所の割合は、60.1%となっている（表24）。

これを産業別にみると、電気・ガス・水道・熱供給業（96.1%）で最も高く、次いで金融・保険業（83.5%）、サービス業（79.5%）、不動産業（77.2%）、運輸・通信業（74.7%）で高い。これを事業所規模別にみると、規模が大きくなるにしたがって高くなっている。

4 勤労婦人福祉法等に基づく措置等の事業所における規定状況

(1) 妊娠中及び分娩後の通院休暇制度

妊娠中及び分娩後の通院休暇制度を有している事業所は、25.8%と全体の4分の1に達している。

この割合を産業別にみると、サービス業（54.6％）、電気・ガス・水道・熱供給業（33.2％）、運輸・通信業（31.7％）で高くなっている。事業所規模別にみると、規模が大きいほど高くなっている（表25）。

表25 産業別、規模別、妊娠中及び分娩後の通院休暇制度の内容別事業所数の割合

産 業、規 模	制 度 あ り の 事 業 所		休 暇 の 回 数		休 暇 中 の 賃 金			
			健康診 査・保 健指導 基 準	そ の 他	無 給	有 給	100%	
							有 給	
産 業 計	[25.8]	100.0	75.8	24.2	12.2	87.8	82.0	
製 造 業	[13.5]	100.0	55.6	44.4	48.4	51.6	41.6	
卸 売 業、小 売 業	[14.5]	100.0	62.7	37.3	20.6	79.4	72.0	
金 融 ・ 保 険 業	[13.8]	100.0	28.6	71.4	1.9	98.1	98.0	
運 輸 ・ 通 信 業	[31.7]	100.0	85.4	14.6	3.7	96.3	93.0	
電気・ガス・水道・熱供給業	[33.2]	100.0	81.3	18.7	—	100.0	96.6	
サ ー ビ ス 業	[54.6]	100.0	86.3	13.7	3.2	96.8	91.4	
500 人 以 上	[35.1]	100.0	55.0	45.0	10.9	89.1	75.0	
100 ～ 499 人	[28.6]	100.0	67.4	32.6	12.8	87.2	79.5	
30 ～ 99 人	[25.1]	100.0	78.4	21.6	12.1	87.9	82.8	

- （注）1. [] 内の数字は、全事業所のうち妊娠中及び分娩後の通院休暇制度ありと答えた事業所の割合である。
2. 産業別は、主要産業を掲げた。ただし、産業計には全産業を含む。
3. 健康診査・保健指導基準とは、厚生省「母性、乳幼児の健康診査及び保健指導に関する実施要領」による健康診査・保健指導の回数をいう。

制度を有する事業所のうち休暇の回数についてみると、厚生省が定めている「健康診査・保健指導基準」どおり定めている事業所が75.8％を占めている。また、休暇中の賃金を支給する事業所は、87.8％を占め、そのほとんどは全額支給である。

(2) 妊婦の通勤緩和措置

妊婦の通勤緩和措置を実施している事業所の割合は、20.0％である。これを産業別にみると、サービス業で49.3％、電気・ガス・水道・熱供給業で32.2％と相対的に高くなっている（表26）。

妊婦の通勤緩和措置のうち「勤務時間の短縮を伴う措置」を実施している事業所が85.7％を占めており、短縮時間は1日「31分～60分」としている事業所が83.5％を占めている。短縮した時間に対して賃金を支給している事業所は93.8％に達し、そのほとんどが全額支給となっている。

表 26 産業別、規模別、妊婦の通勤緩和措置の内容別事業所数の割合

産 業、規 模	措置 ありの事業所	勤 務 時 間 の 短 縮							短縮した時間の賃金 (勤務時間の短縮あり=100.0)		
		な 退 勤 の み (時 差)	あ り						無 給	有	
			小 計	1 日 の 短 縮 時 間			給	給		100 % 有 給	
				30 分 以 内	31 分 ～ 60 分	61 分 以 上					
産 業 計	[20.0] 100.0	14.3	85.7 (100.0)	(11.2)	(83.5)	(5.4)	(6.2)	(93.8)	(89.2)		
製 造 業	[4.7] 100.0	41.2	58.8 (100.0)	(29.4)	(45.8)	(24.8)	(55.8)	(44.2)	(42.0)		
卸 売 業、小 売 業	[7.9] 100.0	32.1	67.9 (100.0)	(3.3)	(69.7)	(27.0)	(24.9)	(75.1)	(72.7)		
金 融 ・ 保 険 業	[27.5] 100.0	23.6	76.4 (100.0)	(72.5)	(20.7)	(6.8)	(3.7)	(96.3)	(81.5)		
運 輸 ・ 通 信 業	[20.9] 100.0	15.1	84.9 (100.0)	(ー)	(95.6)	(4.4)	(1.4)	(98.6)	(91.0)		
電気・ガス・水道・熱供給業	[32.2] 100.0	15.8	84.2 (100.0)	(8.8)	(87.0)	(4.2)	(ー)	(100.0)	(100.0)		
サ ー ビ ス 業	[49.3] 100.0	6.6	93.4 (100.0)	(4.4)	(93.7)	(1.9)	(2.6)	(97.4)	(93.9)		
5 0 0 人 以 上	[18.8] 100.0	14.6	58.4 (100.0)	(5.9)	(83.9)	(11.2)	(7.3)	(92.7)	(89.5)		
1 0 0 ～ 4 9 9 人	[18.4] 100.0	15.3	84.7 (100.0)	(11.4)	(79.5)	(9.1)	(8.0)	(92.0)	(87.9)		
3 0 ～ 9 9 人	[20.3] 100.0	14.1	85.9 (100.0)	(11.2)	(84.2)	(4.6)	(5.8)	(94.2)	(89.4)		

(注) 1. [] 内の数字は、全事業所のうち妊婦の通勤緩和措置ありと答えた事業所の割合である。

2. 産業別は、主要産業を掲げた。ただし、産業計には全産業を含む。

(3) 妊娠障害休暇制度

妊娠障害休暇制度を有する事業所の割合は、18.1 %である。この割合の相対的に高い産業は、サービス業 (40.8 %) である (表 27)。

制度を有する事業所のうち休暇日数についてみると、「必要日数」を与えている事業所が42.4 %と最も多く、次いで「8～14日」(27.4 %)、「7日以内」(24.2 %)が多くなっている。また、休暇中の賃金を支給する事業所は77.7 %を占め、その多くは全額支給である。

表 27 産業別、規模別、妊娠障害休暇制度の内容別事業所数の割合

産 業、規 模	制 度 あ り の 事 業 所	休 暇 日 数					休暇中の賃金		
		7 日 以 内	8 / 14 日	15 / 21 日	22 日 以 上	必 要 日 数	無 給	有 給	100% 有 給
産 業 計	[18.1] 100.0	24.2	27.4	3.2	2.7	42.4	22.3	77.7	67.8
製 造 業	[10.8] 100.0	15.6	19.9	1.3	0.8	62.3	73.0	27.0	20.9
卸 売 業、小 売 業	[10.4] 100.0	9.1	21.2	11.3	5.4	53.0	36.6	63.4	45.3
金 融、保 険 業	[3.7] 100.0	3.5	3.5	—	—	93.0	11.1	88.9	71.3
運 輸、通 信 業	[16.1] 100.0	4.7	8.0	—	2.1	85.1	12.6	87.4	75.7
電気・ガス・水道・熱供給業	[17.4] 100.0	57.4	24.4	2.0	0.3	15.9	0.3	99.7	97.7
サ ー ビ ス 業	[40.8] 100.0	34.3	36.4	2.6	3.2	23.5	6.6	93.4	84.7
5 0 0 人 以 上	[22.7] 100.0	13.1	31.7	6.0	1.3	48.0	36.7	63.3	48.5
1 0 0 人 ～ 4 9 9 人	[18.6] 100.0	15.3	25.9	2.4	2.7	53.7	38.8	61.2	52.5
3 0 人 ～ 9 9 人	[17.9] 100.0	26.4	27.7	3.3	2.8	39.8	18.3	81.7	71.6

(注) 1. []内の数字は、全事業所のうち妊娠障害休暇制度ありと答えた事業所の割合である。
2. 産業別は主要産業を掲げた。ただし、産業計には全産業を含む。

(4) その他の母性健康管理措置

上記に掲げた制度、措置のほかにも母性健康管理措置として、「妊婦の休憩時間増加措置」を実施している事業所が3.4%、「妊婦の時間外労働の制限又は免除の措置」を実施している事業所が妊婦については8.1%、産婦については7.0%ある(表28)。

深夜業に従事する女子のいる事業所において「妊産婦の深夜業の制限又は免除の措置」を実施している事業所の割合は、妊婦については52.1%、産婦については50.4%である。

交替勤務に従事する女子のいる事業所において「妊産婦の交替勤務の制限又は免除の措置」を実施している事業所の割合は、妊婦については44.3%、産婦については42.4%である。

表 2 8 産業別、規模別その他の母性健康管理措置を実施している事業所数の割合

(9)

産 業、規 模	妊婦の休憩時間増加措置	妊産婦の時 間 外労働の制 限 又は免除の措置		妊産婦の深 夜 業の制限又 は 免 除 の 措 置		妊産婦の交 替 勤務の制限又 は免除の措 置	
		妊婦への措置	産婦への措置	妊婦への措置	産婦への措置	妊婦への措置	産婦への措置
産 業 計	3.4	8.1	7.0	5 2.1	5 0.4	4 4.3	4 2.4
製 造 業	3.2	9.1	7.6	*	*	2 0.0	1 6.1
卸 売 業、小 売 業	3.5	8.2	6.2	7.3	—	2 1.4	1 5.4
運 輸・通 信 業	1.8	3.8	3.0	6 6.0	6 6.0	6 3.8	6 5.0
サ ー ビ ス 業	4.5	1 2.7	1 1.8	6 0.2	5 9.8	5 2.4	5 1.3
5 0 0 人 以 上	4.1	1 2.2	1 0.8	5 8.5	6 2.9	4 3.4	4 2.8
1 0 0 ～ 4 9 9 人	4.3	1 2.0	1 0.2	6 0.3	6 2.8	4 3.2	4 4.8
3 0 ～ 9 9 人	3.2	7.3	6.3	4 8.3	4 4.6	4 5.0	4 1.2

(注) 産業別は、主要産業を掲げた。ただし、産業計には全産業を含む。

(5) 育児休業制度

イ 実施状況

産後休業後引き続き育児のため一定期間休業を認める育児休業制度を実施している事業所の割合は、本調査の対象産業に新たに教育が含まれたこともあって14.3%と大幅に伸びた。育児休業制度の普及率を産業別にみると、教育が含まれるサービス業で42.9%と最も高く、次いで運輸・通信業で12.1%、電気・ガス・水道・熱供給業で10.8%となっている(表29)。

表 2 9 産業別、規模別、育児休業制度の有無別事業所数の割合

(9)

産 業、規 模	計	あ り	な し
産 業 計	1 0 0.0	1 4.3	8 5.7
鉱 業	1 0 0.0	—	1 0 0.0
建 設 業	1 0 0.0	1.2	9 8.8
製 造 業	1 0 0.0	5.2	9 4.8
卸 売 業、小 売 業	1 0 0.0	4.6	9 5.4
金 融・保 険 業	1 0 0.0	3.4	9 6.6
不 動 産 業	1 0 0.0	4.0	9 6.0
運 輸・通 信 業	1 0 0.0	1 2.1	8 7.9
電気・ガス・水道・熱供給業	1 0 0.0	1 0.8	8 9.2
サ ー ビ ス 業	1 0 0.0	4 2.9	5 7.1
5 0 0 人 以 上	1 0 0.0	1 9.9	8 0.1
1 0 0 ～ 4 9 9 人	1 0 0.0	1 3.8	8 6.2
3 0 ～ 9 9 人	1 0 0.0	1 4.3	8 5.7

ロ 制度の根拠

育児休業制度の根拠についてみると、都道府県条例に直接依拠している事業所等の含まれている「その他」(53.4%)が最も多く、労働協約又は就業規則に依拠している事業所の割合は41.7%となっている(表30)。

表30 産業別、規模別、育児休業制度の根拠別事業所数の割合

産 業、規 模	計	労働協約	就業規則	労働協約と 就業規則	内 規	慣 行	その他
産 業 計	100.0	6.4	16.5	18.8	1.1	3.7	53.4
製 造 業	100.0	13.4	19.0	32.9	4.2	23.7	6.9
卸 売 業、小 売 業	100.0	13.6	23.9	37.1	0.3	15.9	9.2
金 融 ・ 保 険 業	100.0	0.2	41.9	49.3	8.2	—	0.4
運 輸 ・ 通 信 業	100.0	4.4	0.1	82.7	1.1	—	11.7
サ ー ビ ス 業	100.0	5.6	16.7	7.9	0.8	1.2	67.9
500 人 以 上	100.0	7.8	14.4	49.0	5.5	1.1	22.2
100 ～ 499 人	100.0	9.3	19.6	34.3	2.3	5.7	28.8
30 ～ 99 人	100.0	5.8	15.9	14.9	0.8	3.3	59.2

(注) 産業別は、主要産業を掲げた。ただし、産業計には全産業を含む。以下、表34まで同じ。

ハ 育児休業の期間

育児休業の期間についてみると、「最長期間のみを規定」している事業所が82.0%と大部分を占め、このうち最長期間は「6か月を超え12か月以内」とする事業所が72.2%を占めている。育児休業期間を「いく通りか定めて選択させる」事業所は、4.0%を占めているにすぎない(表31)。

表31 産業別、規模別、育児休業の期間別事業所数の割合

産 業、規 模	制 度 あ り の 事 業 所	最長期間のみを規定					いく通りか定めて選択させる					そ の 他
		小 計	最 長 期 間				小 計	最 長 期 間				
			6 か 月 以 内	6 12 か 月 を 超 え 以 内	1224 か 月 を 超 え 以 内	2436 か 月 を 超 え 以 内		6 か 月 以 内	6 12 か 月 を 超 え 以 内	1224 か 月 を 超 え 以 内	2436 か 月 を 超 え 以 内	
産 業 計	100.0	82.0	6.9	72.2	1.0	1.9	4.0	0.8	1.2	0.3	1.7	14.0
製 造 業	100.0	71.2	13.9	51.9	2.9	2.5	8.4	3.6	4.1	0.1	0.7	20.4
卸売業、小売業	100.0	53.8	27.6	24.6	0.1	1.6	19.6	—	—	—	19.6	26.5
金 融・保険業	100.0	73.1	—	12.0	—	61.1	26.9	—	—	4.2	22.7	—
運 輸・通信業	100.0	12.8	0.1	8.6	—	4.1	6.3	3.4	—	2.0	1.0	80.9
サ ー ビ ス 業	100.0	94.4	5.6	87.6	0.9	0.4	1.3	0.0	1.3	—	—	4.3
500人以上	100.0	65.8	5.9	52.1	2.2	5.5	3.0	0.2	1.3	1.1	0.4	31.2
100～499人	100.0	68.7	6.7	57.0	1.0	4.0	5.5	0.4	2.1	1.4	1.6	25.8
30～99人	100.0	85.1	7.0	75.7	0.9	1.4	3.7	0.9	1.0	—	1.8	11.2

ニ 制度の適用範囲

育児休業制度の適用対象者については、「女子のみ」と定めている事業所が98.5 %とほとんどを占めているが、「男女とも」と定めている事業所も1.5 %とわずかながらある(表32)。

表32 産業別、規模別、育児休業制度の適用範囲別事業所数の割合

産 業、規 模	計	制 度 の 適 用 範 囲	
		女 子 の み	男 女 と も
産 業 計	1 0 0.0	9 8.5	1.5
製 造 業	1 0 0.0	9 7.2	2.8
卸 売 業、小 売 業	1 0 0.0	9 9.1	0.1
金 融 ・ 保 険 業	1 0 0.0	1 0 0.0	—
運 輸 ・ 通 信 業	1 0 0.0	1 0 0.0	—
サ ー ビ ス 業	1 0 0.0	9 8.6	1.4
5 0 0 人 以 上	1 0 0.0	9 8.7	1.3
1 0 0 ～ 4 9 9 人	1 0 0.0	9 8.9	1.1
3 0 ～ 9 9 人	1 0 0.0	9 8.4	1.6

ホ 育児休業中の賃金

育児休業中の賃金支給の有無をみると、無給の事業所が33.6 %、有給の事業所が66.4 %となっている。有給の事業所の大部分は、社会保険料(労働者負担分)相当分を支給している事業所(59.6 %)であり、社会保険料(労働者負担分)相当分及びその他の給与を支給している事業所(1.5 %)並びに社会保険料(労働者負担分)相当分と明示しないで給与を支給している事業所(5.3 %)は少ない(表33)。

表33 産業別、規模別、育児休業中の賃金支給の有無別事業所数の割合

産 業、規 模	育児休業 制度あり の事業所	無 給	有 給	社会保険料(労働者負担分)相当分及びその他の給与を支給		
				社会保険料(労働者負担分)相当分	社会保険料(労働者負担分)相当分及びその他の給与を	社会保険料(労働者負担分)相当分と明示しないで給与を支給
産 業 計	1 0 0.0	3 3.6	6 6.4	5 9.6	1.5	5.3
製 造 業	1 0 0.0	7 0.3	2 9.7	2 1.0	2.1	6.7
卸 売 業、小 売 業	1 0 0.0	6 9.2	3 0.8	2 1.7	0.1	9.1
金 融 ・ 保 険 業	1 0 0.0	8 4.2	1 5.8	8.2	—	7.6
運 輸 ・ 通 信 業	1 0 0.0	5 9.1	4 0.9	3 9.9	0.9	0.0
サ ー ビ ス 業	1 0 0.0	2 3.1	7 6.9	7 0.3	1.8	4.9
5 0 0 人 以 上	1 0 0.0	5 5.6	4 4.4	3 4.9	1.5	7.9
1 0 0 ～ 4 9 9 人	1 0 0.0	5 7.7	4 2.3	3 4.3	2.2	5.8
3 0 ～ 9 9 人	1 0 0.0	2 8.1	7 1.9	6 5.4	1.4	5.0

へ 制度の利用状況

生児を出産した育児休業制度適用対象者で、産後休業後引き続き育児休業を利用した者の割合は46.9%である。制度利用者の割合を産業別にみると、金融・保険業（50.4%）、サービス業（50.0%）で相対的に高くなっている（表34）。

表34 産業別、規模別育児休業制度利用者数の割合

産 業、規 模	利用者数の割合
産 業 計	4 6.9
製 造 業	2 6.1
卸 売 業、小 売 業	3 5.7
金 融 ・ 保 険 業	5 0.4
運 輸 ・ 通 信 業	4 3.7
サ ー ビ ス 業	5 0.0
5 0 0 人 以 上	3 9.9
1 0 0 ～ 4 9 9 人	2 8.4
3 0 ～ 9 9 人	6 7.7

(6) 看護休暇制度

家族が病気の場合に看護するために与えられる看護休暇制度を有している事業所の割合は、8.7%である。これを産業別にみると、サービス業（16.1%）、運輸・通信業（12.7%）、電気・ガス・水道・熱供給業（12.0%）で相対的に高くなっている（表35）。

制度を実施している事業所のうち制度の適用範囲を男女ともに認めている事業所の割合は、89.9%と著しく高い。また、休暇中の賃金を有給とする事業所の割合は、47.8%である。

表35 産業別、規模別、看護休暇制度の有無及びその内容別事業所数の割合

産 業、規 模	全事業所に占める制度ありの事業所数の割合	制度の適用範囲		休暇中の賃金	
		女子のみ	男女とも	有給	うち100%有給
産 業 計	8.7 (100.0)	(10.1)	(89.9)	(47.9)	(33.0)
鉱 業	1.8 (100.0)	(—)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
建 設 業	3.8 (100.0)	(17.7)	(82.3)	(72.3)	(54.6)
製 造 業	5.1 (100.0)	(17.0)	(83.0)	(34.7)	(22.1)
卸 売 業、小 売 業	4.4 (100.0)	(9.0)	(91.0)	(56.8)	(49.1)
金 融 ・ 保 険 業	9.7 (100.0)	(—)	(100.0)	(89.4)	(33.3)
不 動 産 業	0.7 (100.0)	(—)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
運 輸 ・ 通 信 業	12.7 (100.0)	(0.9)	(99.1)	(6.1)	(6.0)
電気・ガス・水道・熱供給業	12.0 (100.0)	(—)	(100.0)	(77.4)	(70.8)
サ ー ビ ス 業	16.1 (100.0)	(12.3)	(87.7)	(54.2)	(39.3)
5 0 0 人 以 上	12.4 (100.0)	(5.9)	(94.1)	(33.4)	(14.2)
1 0 0 ～ 4 9 9 人	8.3 (100.0)	(7.6)	(92.4)	(29.6)	(22.8)
3 0 ～ 9 9 人	8.8 (100.0)	(10.7)	(89.3)	(51.8)	(35.5)

(7) 女子のみに適用される再雇用制度

結婚・出産等により退職した女子を再雇用する制度を有している事業所の割合は、7.0 %である。
これを産業別、規模別にみると、いずれの産業、規模においても10 %未満であるが、産業別では金融・保険業(9.6%)、卸売業・小売業(9.3%)、製造業(8.4%)サービス業(7.1%)で、規模別では500人以上の規模(8.9%)で、やや高くなっている(表36)。

表36 産業別、規模別、女子のみに適用される再雇用制度の有無別事業所数の割合

(%)

産 業、規 模	計	あ り	な し
産 業 計	1 0 0.0	7.0	9 3.0
鉱 業	1 0 0.0	1.8	9 8.2
建 設 業	1 0 0.0	3.5	9 6.5
製 造 業	1 0 0.0	8.4	9 1.6
卸 売 業、小 売 業	1 0 0.0	9.3	9 0.7
金 融 ・ 保 険 業	1 0 0.0	9.6	9 0.4
不 動 産 業	1 0 0.0	—	1 0 0.0
運 輸 ・ 通 信 業	1 0 0.0	1.5	9 8.5
電気・ガス・水道・熱供給業	1 0 0.0	0.3	9 9.7
サ ー ビ ス 業	1 0 0.0	7.1	9 2.9
5 0 0 人 以 上	1 0 0.0	8.9	9 1.1
1 0 0 ～ 4 9 9 人	1 0 0.0	7.3	9 2.7
3 0 ～ 9 9 人	1 0 0.0	6.9	9 3.1

(8) 家族的責任を有する者に対する措置

子供や親などの家族を扶養・看護する責任を有する者に対する措置の実施状況についてみると、「配偶者の出産に関する措置」を実施している事業所が16.4%となっているほかは、いずれの措置も実施している事業所は1割に満たないものの措置の適用対象は「男女とも」としている事業所が多い（表37）。

表37 産業別、規模別、子供や親などの家族を扶養・看護する責任を有する者に対する特別措置の有無別、その適用範囲別事業所数の割合

産 業、規 模	時間外労働の割当てに関する措置			交替制勤務の割当てに関する措置			深夜勤務の割当てに関する措置			労働時間を短縮する措置		
	ありの事業所数の割合	適用の範囲		ありの事業所数の割合	適用の範囲		ありの事業所数の割合	適用の範囲		ありの事業所数の割合	適用の範囲	
		女子のみ	男女とも		女子のみ	男女とも		女子のみ	男女とも		女子のみ	男女とも
産 業 計	7.7	1.9	5.7	3.5	1.2	2.4	4.3	1.7	2.6	3.9	1.5	2.4
鉱 業	2.6	—	2.6	0.8	—	0.8	2.6	—	2.6	2.2	—	2.2
建 設 業	8.0	1.3	6.7	1.4	0.4	1.0	3.5	0.4	3.1	5.7	1.6	4.1
製 造 業	10.6	2.3	8.2	3.7	1.2	2.5	4.6	1.2	3.4	4.3	1.7	2.6
卸 売 業、小 売 業	8.3	2.1	6.2	4.3	0.3	3.9	3.8	1.0	2.9	7.0	2.8	4.1
金 融 ・ 保 険 業	1.4	—	1.4	0.1	—	0.1	0.1	—	0.1	0.8	—	0.8
不 動 産 業	2.9	—	2.9	0.5	—	0.5	2.5	—	2.5	—	—	—
運 輸 ・ 通 信 業	5.4	1.5	3.9	2.4	0.1	2.3	3.2	1.3	1.9	2.4	0.1	2.3
電気・ガス・水道・熱供給業	0.8	0.8	—	0.8	0.8	—	0.8	0.8	—	1.1	—	1.1
サ ー ビ ス 業	6.9	2.4	4.5	5.2	2.9	2.3	6.6	4.1	2.5	2.0	1.2	0.8
500 人 以 上	4.2	1.0	3.2	3.1	0.8	2.4	2.6	1.0	1.7	1.1	0.4	0.7
100 ～ 499 人	7.0	2.2	4.8	3.5	1.3	2.2	3.7	1.4	2.3	2.7	1.2	1.5
30 ～ 99 人	7.9	1.9	6.0	3.5	1.1	2.4	4.5	1.8	2.7	4.1	1.5	2.6

産 業、規 模		出張に関する 措置			転勤に関する 措置			職場配置・配 置転換に関する 措置			あり の 出 産 に 関 する 措 置	子供の授業参 観日等に関する 措置		
		あり の 事 業 所 数 の 割 合	適用の範囲		あり の 事 業 所 数 の 割 合	適用の範囲		あり の 事 業 所 数 の 割 合	適用の範囲			あり の 事 業 所 数 の 割 合	適用の範囲	
			女子 のみ	男女 とも		女子 のみ	男女 とも		女子 のみ	男女 とも			女子 のみ	男女 とも
産 業 計		4.2	0.7	3.5	5.5	0.9	4.6	4.9	1.2	3.7	16.4	9.2	3.4	5.8
鉱 業		0.4	—	0.4	1.2	0.4	0.8	0.4	—	0.4	19.1	7.1	1.8	5.3
建 設 業		4.9	0.1	4.8	4.3	0.4	3.9	5.1	0.4	4.7	9.8	12.4	4.9	7.5
製 造 業		5.5	1.0	4.6	5.1	0.9	4.1	5.7	1.6	4.1	14.8	12.6	5.3	7.3
卸 売 業、小 売 業		5.2	0.8	4.3	10.8	1.3	9.5	7.0	1.4	5.6	15.8	9.9	3.5	6.3
金 融 ・ 保 険 業		1.4	—	1.4	8.8	1.3	7.5	4.0	0.1	3.9	17.9	0.3	0.1	0.1
不 動 産 業		—	—	—	—	—	—	0.7	—	0.7	19.0	2.5	2.5	—
運 輸 ・ 通 信 業		3.1	0.5	2.6	3.2	1.4	1.9	2.9	1.3	1.6	16.5	3.5	1.5	2.1
電気・ガス・水道・熱供給業		0.8	0.8	—	0.4	—	0.4	2.0	0.8	1.2	26.3	0.8	—	0.8
サ ー ビ ス 業		3.2	0.7	2.5	2.8	0.7	2.2	3.4	1.0	2.5	20.2	9.1	2.6	6.4
5 0 0 人 以 上		3.3	0.8	2.4	7.4	1.8	5.5	4.2	1.2	3.0	24.7	3.2	0.9	2.3
1 0 0 ～ 4 9 9 人		4.6	1.0	3.6	6.3	1.0	5.2	5.5	1.5	4.0	17.5	6.5	2.4	4.0
3 0 ～ 9 9 人		4.1	0.6	3.5	5.3	0.9	4.4	4.7	1.1	3.6	16.1	9.9	3.7	6.2

(9) 事業所内保育施設

事業所内保育施設を有する事業所の割合は、1.6%である。これを産業別にみると、サービス業で3.7%と相対的に高い。事業所規模別にみると、100人以上規模で5%を超え相対的に高く、30～99人規模では0.7%とわずかである（表38）。

表38 産業別、規模別、事業所内保育施設の有無別事業所数の割合

産 業、規 模	計	あ り	な し
産 業 計	1 0 0.0	1.6	9 8.4
鉱 業	1 0 0.0	0.8	9 9.2
建 設 業	1 0 0.0	0.3	9 9.7
製 造 業	1 0 0.0	1.5	9 8.5
卸 売 業、小 売 業	1 0 0.0	1.0	9 9.0
金 融 ・ 保 険 業	1 0 0.0	0.3	9 9.7
不 動 産 業	1 0 0.0	—	1 0 0.0
運 輸 ・ 通 信 業	1 0 0.0	0.1	9 9.9
電気・ガス・水道・熱供給業	1 0 0.0	—	1 0 0.0
サ ー ビ ス 業	1 0 0.0	3.7	9 6.3
5 0 0 人 以 上	1 0 0.0	7.2	9 2.8
1 0 0 ～ 4 9 9 人	1 0 0.0	5.1	9 4.9
3 0 ～ 9 9 人	1 0 0.0	0.7	9 9.3

